



香川県労働センター だより

香川県林業労働力確保支援センター(一般財団法人香川県森林林業協会)
〒760-0008 香川県高松市中野町23番2号 香川県森林組合連合会館内
TEL 087-861-4353 FAX 087-833-4525



「緑の雇用」新規就業者育成推進事業

「緑の雇用」事業は、未経験者の方でも林業に就き、必要な技術を学んでもらうため、林業経営体に採用された人に対し、講習や研修を行うことでキャリアアップを支援するという制度で、今年度県内の3経営体から、FW1年目研修に3名、FW2年目研修に2名、FW3年目研修に1名が参加し、現在研修中である。当センターは集合研修業務及び監督・検査業務を担当している。



お知らせ

「林業就業支援講習」は厚生労働省の委託事業（全国森林組合連合会受託）として実施していましたが、入札の結果、令和2年4月1日より株式会社エヌアイエスプラスが事務局となります。

令和2年4月からの開催予定等につきましては、下記にお問い合わせください。

〒112-0002 東京都文京区小石川1-28-3 NIS小石川ビル 株式会社エヌアイエスプラス

なお、林業就業に関する個別相談については従来どおり応じておりますので、相談されたい方は電話、メール等でお申し出ください。

蜂刺されに注意

1. 刺す蜂の種類等

日本で刺す蜂の代表的な種類はアシナガバチ類、スズメバチ類、ミツバチ類、マルハナバチ類です。

蜂の巣や蜂がエサをとっているとき等は近づかないこと。

2. 蜂の攻撃

蜂が近づいてきたら、速やかに危険区域から遠ざかること。

3. 攻撃を受けやすい色、服装等

スズメバチは、黒地の着衣、毛皮等は、巣の近くでは攻撃を受けやすいので、蜂を刺激するような衣類、匂い等は避けること。

4. 防蜂網の着用

蜂が毎年発生する場所で作業をするときは、顔面を保護するための防蜂網を着用すること。

熱中症予防対策は万全ですか？

今年は、新型コロナウイルス感染症の予防のため、職場でのマスクの着用をはじめとする感染防止対策が実施されています。職場での熱中症予防を徹底するとともに、万一熱中症の初期症状が現れたら速やかに対策を講じましょう。職場の熱中症予防対策は万全か、以下のチェックリストで自主点検しましょう。

職場の熱中症予防のためのチェックシート

- ① WBGT値（暑さ指数）を活用していますか？
- ② 休憩場所は整備していますか？
- ③ 計画的に、熱に慣れ、環境に適応するための期間を設けていますか？
- ④ のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取させていますか？
- ⑤ 労働者に、透湿性・通気性のよい服装や帽子を着用させていますか？
- ⑥ 日常の健康管理など、労働者の健康状態に配慮していますか？
- ⑦ 熱中症を予防するための労働衛生教育を行っていますか？
- ⑧ 熱中症の発症に備えて、緊急連絡網を作成していますか？

持続化給付金について

「持続化給付金」は新型コロナ感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えするために支給されるものです。

ポイント

- ①会社だけでなく、会社以外の法人も対象です。（森林組合も対象になります。）
- ②新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、今年のいずれかの月の事業収入が前年同月比50%以上減少した場合に対象になります。
 - ・2020年1~12月のいずれかのひと月の事業収入が、2019年の同月比で50%以下であれば、以下の計算方法を用いて給付額を計算します。

給付額の計算方法(上限200万円)

給付額=前事業年度の年間事業収入-(申請対象とする月の収入×12か月)

- ・月当たりの事業収入の変動が大きい場合、原則に変えて、特例の計算方法（季節性収入特例）を選択可能です。

相談ダイヤル

持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570 【IP電話専用回線】03-6831-0613 受付時間 8:30~19:00

「持続化給付金」を装った詐欺にご注意ください。

必ずチェック最低賃金！使用者も 労働者も 香川県の最低賃金

● 地域別最低賃金 香川県内の事業場で働く全ての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む）に適用されます。

件名	時間額	効力発生年月日
香川県最低賃金	818円	令和元年10月1日

● 特定最低賃金 下記の業種に該当する事業場で働く労働者には、特定最低賃金（産業別最低賃金）が適用されます。

件名	時間額	適用除外される労働者（この欄に掲げる労働者は、上記の香川県最低賃金が適用になります。）	効力発生年月日
冷凍調理食品製造業 最低賃金	819円	18歳未満又は65歳以上の者 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 次に掲げる業務を主として従事する者 イ 清掃、片付け又は雑役の業務 ロ 手作業による原料の前処理業務 ハ 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組立、容器詰め又は包装の業務	令和元年12月15日
はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具製造業 最低賃金	940円	18歳未満又は65歳以上の者 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	令和元年12月15日
船舶製造・修理業、 船用機関製造業最低賃金	953円	18歳未満又は65歳以上の者 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	令和元年12月15日
電子部品・デバイス・ 電子回路・電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 最低賃金	883円	18歳未満又は65歳以上の者 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 次に掲げる業務を主として従事する者 イ 清掃、片付け又は賄いの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）	令和元年12月15日

○使用者は、最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。 ○最低賃金以上の賃金を支払わないときには、罰則が適用されることがあります。

○最低賃金には、臨時に支払われる賃金（結婚手当等）・1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）、時間外・休日・深夜の割増賃金、精勤手当、通勤手当、家族手当は算入されません。

最低賃金についてのご相談・お問い合わせ先

●香川労働局労働基準部 賃金室 087-811-8919

●労働基準監督署 高松 087-811-8946 丸亀 0877-22-6244 坂出 0877-46-3196
観音寺 0875-25-2138 東かがわ 0879-25-3137